

衛星・科学業務委員会の運営及びワーキンググループの設置について

平成 27 年 5 月 8 日
 情報通信審議会情報通信技術分科会
 ITU 部会衛星・科学業務委員会

本委員会は、「ITU 部会における委員会の設置及び運営について」(ITU 部会決定第1号；別紙)に基づき運営するほか、同決定により与えられた調査事項を分割して調査するため、次のワーキンググループ(WG)を設置する。

1 WG の名称及び所掌

名称	所掌する ITU-R の会合
衛星業務 WG	ITU-R SG4 ITU-R SG4 WP4A、WP4B、WP4C

2 WG の調査事項

各 WG は、その所掌において次の事項について専門的な調査を行う。

- (1) 所掌する会合(これに準ずる会合を含む。以下同じ。)に提出される外国寄書、勧告案及び研究課題案に対する評価、対処方針等に関すること
- (2) 所掌する会合に、日本から提出する寄書、勧告案及び研究課題案に関すること

3 WG の構成

- (1) 各 WG に主任を置き、主任は、委員会に所属する委員、臨時委員及び専門委員のうちから委員会の主査が指名する。
- (2) 各 WG の構成員は当該 WG の主任が指名する。
- (3) 各 WG に、主任代理を置くことができる。
- (4) 主任代理は、各 WG の構成員のうちから主任が指名する。
- (5) 主任に事故あるときは、主任代理がその職務を代理する。

4 その他

- (1) 主任は、必要があると認めるときは、電子メールによる審議を行うことを通知し、会議を行うことができる。
- (2) 主任は調査を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者の出席、説明又は文書等の資料提出を求めることができる。
- (3) WG の議事については、次の委員会に報告するものとする。ただし、上記2(1)に掲げる調査事項については、WG の調査結果をもって委員会の調査結果とする。
- (4) その他 WG の運営に関し必要な事項は、主任が定める。

ITU 部会における委員会の設置及び運営について

平成 23 年 2 月 25 日
情報通信審議会情報通信技術分科会
ITU 部会 決定 第 1 号

本部会は、「国際電気通信連合無線通信総会への対処について」(平成 6 年 1 月 24 日電気通信技術審議会諮問第 1 号)及び「国際電気通信連合電気通信標準化部門の活動への対処について」(平成 5 年 4 月 26 日電気通信技術審議会諮問第 2 号)に関する専門的な事項を調査するため、ITU 部会の所掌(平成 23 年 2 月 15 日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第 43 号)第 4 項第 1 号に基づき、委員会を設置し並びに同項第 2 号の規定に基づき、委員会の議事の手続及びその他その運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

1 委員会の設置

本部会に別表に示す委員会を設置する。

2 調査事項

各委員会は、その所掌において、次の事項を調査する。

(1) 国際電気通信連合 (ITU) 無線通信部門 (ITU-R) に関わる以下の事項

1. ITU 無線通信総会 (RA) に提出される寄書、勧告案に対する評価及び ITU 無線通信部門 (ITU-R) の研究課題の望ましい作業計画に関すること
2. その所掌する会合(これに準ずる会合を含む。)に提出される寄書、勧告案及び研究課題案に対する評価、対処方針等に関すること

(2) ITU 電気通信標準化部門 (ITU-T) に関わる以下の事項

1. ITU 世界電気通信標準化総会 (WTSA) に提出される寄書、勧告案に対する評価及び ITU-T の研究課題の望ましい作業計画に関すること
2. その所掌する会合(これに準ずる会合を含む。)に提出される寄書、勧告案及び研究課題案に対する評価、対処方針等に関すること

3. 委員会の構成及び運営

- (1) 委員会に属するべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- (2) 委員会の主査は、当該委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員のうちから部会長が指名する。
- (3) 委員会に主査代理を置くことができ、主査が指名する委員、臨時委員又は専門委員がこれに当たる。主査代理は、主査不在の時、その職務を代行する。
- (4) 主査は、委員会の調査審議にあたり必要と認めるときは、委員会の会議に必要と認め

る者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

- (5) 主査は、委員会が調査する事項について特に専門的な調査を行う必要があると認めるときは、事務局に、関係者からの情報収集と、当該関係者との意見交換を行わせることができる。
- (6) 主査は、委員会での検討にあたり、事務局に対し、TTC、ARIB 等の国内の標準化に関する民間団体から、情報収集を行うとともに、当該団体と意見交換を行わせることができる。
- (7) 主査は、必要があると認めるときは、電子メールによる審議を行うことを通知し、会議を行うことができる。この場合、主査が召集する次の会議において報告しなければならない。
- (8) 委員会の議事については、次の部会に報告するものとする。
- (9) 事務局の運営、その他委員会の運営に関し必要な事項は主査が定める。

別表 委員会の名称、所掌及び事務局

名 称	所 掌	事務局
周波数管理・作業計画委員会	ITU-R 第1研究委員会(SG1)及び 無線通信アドバイザーグループ(RAG)	総合通信基盤局 電波部電波政策課 国際周波数政策室
電波伝搬委員会	ITU-R 第3研究委員会(SG3)	総合通信基盤局 電波部基幹通信課
衛星・科学業務委員会	ITU-R 第4研究委員会(SG4)及び 第7研究委員会(SG7)	総合通信基盤局 電波部衛星移動通信課
地上業務委員会	ITU-R 第5研究委員会(SG5)	総合通信基盤局 電波部移動通信課
放送業務委員会	ITU-R 第6研究委員会(SG6)	情報流通行政局 放送技術課
電気通信システム委員会	ITU-T 全ての研究委員会及び 電気通信標準化アドバイザーグループ (TSAG)	情報通信国際戦略局 通信規格課 ※

※総合通信基盤局電気通信技術システム課、情報流通行政局情報流通振興課及び同局衛星・地域放送課の協力の下、情報通信国際戦略局通信規格課が事務局を運営する。